

## 令和3年度 第7回千葉県環境影響評価委員会 会議録

### 1 日 時

令和3年12月17日（金） 午後1時30分から午後4時30分まで

### 2 場 所

千葉県庁本庁舎5階 大会議室

### 3 出席者

委 員：葉山委員長、菊地副委員長、  
井上委員、齋藤委員、近藤委員、松田委員、高橋委員、八田委員、  
酒井委員、安立委員、岡山委員（11名）

事務局：環境生活部 石崎次長、江利角環境対策監  
環境政策課 板倉課長、小泉副課長、坂元班長、石橋主査、  
岩城副主査

傍聴人：7名

### 4 議 題

- (1) (仮称) 印西クリーンセンター次期中間処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について（答申案審議）
- (2) (仮称) 東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価方法書について（審議）
- (3) その他

### 5 結果概要

- (1) (仮称) 印西クリーンセンター次期中間処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について（答申案審議）  
事務局から資料に沿って説明があり、答申案審議が行われた。
- (2) (仮称) 東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価方法書について（審議）  
事務局から資料に沿って説明があり、審議が行われた。
- (3) その他  
特になし

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

- 資料 1-1 (仮称) 印西クリーンセンター一次期中間処理施設整備事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 1-2 (仮称) 印西クリーンセンター一次期中間処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書 委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解
- 資料 1-3 (仮称) 印西クリーンセンター一次期中間処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書に対する意見
- 資料 1-4 (仮称) 印西クリーンセンター一次期中間処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書に対する意見 (答申案)
- 資料 2-1 (仮称) 東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 2-2 (仮称) 東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価方法書 委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解
- 資料 2-3 市町長意見の提出状況 ((仮称) 東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価方法書)
- 資料 2-4 住民等意見の提出状況 ((仮称) 東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価方法書)
- 資料 2-5 (仮称) 東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価方法書に対する意見
- 参 考 市長意見の提出状況 ((仮称) 印西クリーンセンター一次期中間処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書)

## 別紙 審議等の詳細

### 議題（１）：（仮称）印西クリーンセンター一次期中間処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について（答申案審議）

○事務局より資料1-1～1-4について説明。

（委員）

答申案の前文について、印旛沼が指定湖沼であることに加えて、印旛沼流域が印旛沼流域水循環健全化会議の取り組み対象地域であることも併記してはどうか。1（２）で意見している雨水浸透施設の設置等の根拠になる。

（事務局）

法定計画と健全化会議の両輪で進めていくものであることは承知しているが、答申案としては法定計画を根拠とした。

（委員）

資料1-2の別紙6～8について、サットンの計算式は左辺と右辺の次元が異なり、怪しい部分があるので、59m だから大丈夫であるということの証明になっていないのではないか。

（事務局）

ボサンケサットン式については、一般的に使用されてきた手法である。結果の数値を見ると、例えば煙突高 59m の場合の  $\text{NO}_2$  は、環境基準 0.06ppm に対し最大着地濃度が 0.00036ppm と 2 桁違う。

（委員）

有効煙突高さの計算手法は遅れている。このような理由でこの高さになったのだということを答申に書き加える必要があるのではないか。本案件で事業者がこのように計算して欲しいということではないが、前例踏襲により間違った計算がされ続けていることに対し懸念している。

（委員）

ボサンケサットン式については、オーソライズされているものと認識しており、拡散モデルを作成する際にも同様の計算式を用いている。次元が違うという話があったが、Cz は拡散係数ではなく、無次元拡散幅ということでは

ないか。

(事務局)

委員が言及されていたが、手法の一つとしては確立されたものであるため、この計算式に基づき判断させていただきたい。

(委員)

県内の煙突高さを調べたところ、59mの自治体もあれば120mの自治体もある。煙突高さを2倍にするとコストが3億円上がり、建設費が2倍になると事業者が回答しているが、本当に建設コストがそれだけ違うのか。

(事務局)

具体的な建設コストまでは把握していないので、事業者を確認したい。

(委員)

住民に説明する際に、費用対効果の観点から、(環境基準と最大着地濃度が)2桁違うのでただちに環境影響はないということに加え、コストを根拠として示すべきである。建設費が3億円上がるということだけではなく、どのような根拠で計算をしたかの情報が必要。

(委員)

費用対効果は重要であるが、効果は定量化しにくいのではないかと。便益まで示せば、何かしらの指針は示せるかもしれないが、費用対効果を出したとしても、何と比較してよいか難しい。

(委員)

確かに定量的に示すのは難しいが、コスト面から59mにしたいわけであるため、建設コストの具体的な根拠について、少なくとも委員会で示すべきではないか。

(委員)

示されている建設費用は煙突のみであるのか。

(事務局)

煙突のみの建設費用と聞いている。

(委員)

煙突高さと拡散についての議論が最初に起きたのは、四日市ぜんそくであったと記憶している。亜硫酸ガスを希釈させる上で、煙突が低く被害が発生したため、煙突を高くしたところ、さらに被害が拡散したという事例であったと思われる。その後、ボサンケのような計算式を用いて計算することとなったと認識している。

(事務局)

S0x については総量規制がされており、S0x 対策としては有効煙突高さを高くして、遠方に拡散させるというのが基本的な考え方となる。

(委員)

答申案 1 (1) について、バグフィルタの性能は向上しており、本案件においても十分な性能のバグフィルタが設置されることと思われる。もし設置予定のバグフィルタが十分な性能でなければ、高性能のバグフィルタを設置せよという趣旨の意見なのか。

(事務局)

方法書には、排ガス除去装置としてバグフィルタのみ記載されており、その他のガスの除去装置に関する記載がない。バグフィルタそのものの性能の良し悪しではなく、バグフィルタ以外の装置の設置を意図している。

(委員)

資料 1 - 3 の 4 ページについて、「低周波音防止対策事例集」の出典を記載してはどうか。

(事務局)

出典を追記する。

(委員)

方法書の 38 ページについて、水銀の自主規制値を準備書までに決定すると記載されているが、どのような理由か。

(事務局)

方法書の 25 ページ表 2 - 3 の下段に、水銀の自主規制値については地元住民と協議の上、準備書までに決定すると記載されている。法令の規制値よりも

厳しい数値が設定されるものと思われる。騒音・振動についても同様である。

(委員)

答申案の2(1)アについて、方法書では、施工時の予測に一般大気測定局の数値をバックグラウンド濃度として使用し、供用時の予測に現地調査の数値を使用するとされているが、両方とも現地調査の数値をバックグラウンド濃度を使用するという趣旨の意見か。

(事務局)

道路環境については、沿道の調査地点の数値を用いるため、意見とした。

(委員)

調査地点が2地点あるが、より道路に近い方を使うようにという意図か。

(事務局)

方法書 256 ページに調査地点が示されているが、この2地点両方の調査結果を使用するという趣旨である。

(委員)

施工時はNO<sub>x</sub>とSPMを予測対象としており、現地調査ではその2項目しか調査しない。供用時はSO<sub>2</sub>を含めて予測するとされているが、一般大気局の数値を使用するのか。

(事務局)

方法書 248 ページに供用時の現地調査項目が記載されており、SO<sub>2</sub>も調査対象となっている。

(委員)

答申案の1(2)について、雨水浸透施設の設置はぜひ実施してもらいたい。雨水浸透の目的は水質保全だけでなく、治水等もあるため、「・・・水質保全のための流出水対策」という記載を「・・・水質保全等のための流出水対策」としてはどうか。

(事務局)

追記する。

(委員)

答申案の前文について、第4段落目の文章を第3段落目の最後に入れるとともに、第5段落目冒頭の「については」を削除してはどうか。

(事務局)

修正する。

(委員)

答申案の前文について、「・・・指定湖沼に指定されている印旛沼流域」と記載されているが、指定湖沼は印旛沼であるため、「・・・指定湖沼に指定されている印旛沼の流域」という記載の方がよいのではないか。

(事務局)

修正する。

## 議題(2): (仮称) 東金市外3市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価方法書について (審議)

○事務局より資料2-1～2-5について説明。

(委員)

資料2-2 No27の事業者見解において「低周波音の調査は現時点で必要性はないと判断している」とあるが、これに対し資料2-5においては、超低周波音の項目選定及び1/3オクターブバンド音圧レベルの調査の実施が指摘されているが、事業者の対応はどのようなになるのか。

(事務局)

超低周波音を項目選定しない理由について、他事例を用いて本事業に適用させることの妥当性を明らかにし、その上で必要に応じて項目選定する必要があると考えられ、併せて、前回の審議における委員の意見を踏まえ、100ヘルツ以下の騒音の1/3オクターブバンド音圧レベルでの調査の必要性について、答申に向けた論点に挙げている。

(委員)

当該指摘は非常に的を得たものであると考えられるので、事業者には是非検討いただきたい。

(委員)

コメントとして、事業計画地周辺は比較的新しい年代に形成された海岸平野ということで、やはり浸水が懸念される。資料2-2No19での事業者見解は合理的であり、想定外は想定しないという考えだと思うが、最近の国交省の考えでは想定外も想定しながら流域治水対策を行うとしており、このような考えも取り入れながら、流域治水に対する考え方について今後見直してもよいと考えられる。

また、想定している1000年に1度の確率で、24時間降雨686ミリというのは、千葉県ではめったに起こらない想定だが、西日本では比較的頻繁に起きている事象であり、今後の気候変動で想定が変わってくるかもしれないので、留意いただきたいと考える。

(委員)

新施設からの排水による成東・東金食虫植物群落への影響について、方法書5-46ページで周辺水路の流行が示されているが、現地調査の際、13号排水路が水位によって流向が変わるとの説明があり、成東・東金食虫植物群落に近い21号排水路や7号排水路についても流向が変わるのではないかという疑問がある。

また、新施設からの排水は雨水のみとのことであるが、方法書2-30ページで示される排水処理フローにおける「再利用」について永久に再利用されるというのは現実的ではないと考えられる。

施設の存在に伴う植物への影響に係る調査について、成東・東金食虫植物群落まで範囲を広げることは制度上、難しいかもしれないが、少なくとも水文環境への影響については適切に調査、予測を行い、必要に応じて事業計画の見直しも含めて環境保全措置を講じていただきたい。

(事務局)

7号排水路、21号排水路の流向の変化、及び施設排水の再利用、循環についての詳細は東金市に確認させていただく。

(委員)

メタンガスについて、論点に追加していただきたい。

メタンガスの噴出は稀な事象であり、万一の施設の爆発事故も懸念されることから、原因調査までは至らずとも現況の把握は重要であり、その調査や対策について委員会としても触れるべき事項と考える。

(事務局)

ご意見を踏まえ、メタンガスについて論点に加えることを検討する。

(委員)

地域特性について、島区、島二区についても高島区と同様、事業計画地に比較的近接しており、高島区や上武射田地区と同様の調査を実施してほしいとの住民意見もあることから、資料2-5に記載する地域特性の書きぶりについては、事業地に近接する住宅地は高島区しかないように捉えられることがないように、島区、島二区などの他地区も含めた書きぶりに修正した方が良い。

(事務局)

地域特性の書きぶりについては、直近200mの高島区のみでなく、他の地区も含めた記載を検討する。

(委員)

浸水想定区域図について、滋賀県では水路なども含めたあらゆる河川での洪水を前提とした浸水想定区域図が作成されているが、千葉県ではどうか。

(事務局)

千葉県では河川毎に浸水想定区域図を作成しており、複数河川が同時に洪水した場合の浸水想定を行っていない状況であり、東金市は作田川、真亀川、南白亀川の流域に属しており、事業対象区域は作田川及び真亀川それぞれの浸水想定区域内に位置することから、論点に挙げさせていただいた。

なお、東金市が作成する洪水ハザードマップは、これらの浸水想定区域図を面的に重ね合わせたもので、浸水高さについては、各浸水想定区域図において最も高い浸水高さを採用しているとのことである。

(委員)

そうすると浸水想定は過小評価と考えられ、複数河川が同時に洪水した場合の想定は政策的に今後検討されると思うが、現実を考えると本指摘は重要な観点と考えられる。

(委員)

資料 2-2 No13 の事業者見解について、「当時は最終処分場の確保が組合での課題であり」とあるが、現行施設の稼働時期と同じくして大網白里市の最終処分場が稼働したと認識しており、それから 20 年以上が経過した現在の方がより焼却灰等の減容化が必要ではないかと考えられる。

ただ、これについては、資料 2-5 「3 事業計画」の一番目の指摘において、「ごみの再資源化・減量化」の減量化に焼却灰の減容も含まれるものと理解する。

(委員)

以上、意見が出尽くしたので、本日の審議は終了する。

事務局は、本日の審議結果について整理をお願いします。

以上